特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 <sup>令和5年</sup> (2023年) 月 26 目 (火) R

> No. 15987 1部377円 (税込み)

> > 発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆著作権管理団体・著作権使用料に対する行政規制(1)

☆オンライン知的財産セミナー (知財部員のための特許権行使戦術)………(8)

## 著作権管理団体・著作権使用料に対する行政規制

- 著作権等管理事業法に着目して -

新潟大学法学部 准教授 宮森 征司

- 1 はじめに
- (1) 筆者のこれまでの検討

筆者はこれまで本誌において、著作権法が著作 者の権利を保護することを一義的な目的としてい るものの、文化の発展も究極的な目的として位置 づけていることに着目し、ドイツの法制度・法制 度との比較検討を通じて、主に公法学の見地から 検討を試みた。

そこでは、主に著作権管理団体が文化の発展に 果たす公的な役割に着目した検討を行った $^{1}$ 。筆 者が検討を行ったドイツの著作権法制においては、 文化の発展という政策目的が著作権法で規定され るなかで、私法上の組織である著作権管理団体に も、使用料の配分のあり方において、文化政策の 主体としての役割が求められており、著作権管理 団体の設立、使用料の設定に関しては、許認可制

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携! 「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センター

全国官報販売協同組合デ114-0012東京都は区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 https://www.gov-book.or.jp